

小田原市教育委員会定例会議事録

- 1 日時 平成27年9月29日(火)午後7時00分～午後7時31分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉 田 眞 理
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 内 田 里 美
教育部副部長 露 木 幹 也
教育部管理監 松 本 弘 二
教育総務課長 柏 木 敏 幸
教育指導課長 市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長 石 井 美佐子
教育指導課指導主事 高 田 秀 樹

(事務局)

- 教育総務課総務係長 高 瀬 聖
教育総務課主査 小 林 隆

4 議事

- 日程第1 報告第13号 事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育指導課)
日程第2 報告第14号 事務の臨時代理の報告(小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則)について (教育指導課)
日程第3 議案第30号 学校運営協議会設置校の指定について (教育指導課)
日程第4 議案第31号 新玉小学校学校運営協議会委員の任命について (教育指導課)
日程第5 議案第32号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)
日程第6 議案第33号 教育委員会委員長職務代理者の指定について (教育総務課)

5 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
(2) 8月定例会及び臨時会議事録の承認…萩原委員報告

(3) 議事録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

(4) 日程第1 報告第13号 事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について

（教育指導課）

提案理由…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、報告第13号「事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について」をご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置するにあたり、委員の報酬を定めるものでございます。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、報告第13号「事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について」をご説明申し上げます。資料をご覧ください。この条例は、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づきまして、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものでございます。すでにご承知のとおり、新玉小学校をモデル校といたしまして、学校運営協議会の設置に向け、研究や準備を進めてまいりましたが、その準備が整いましたことから、9月議会に、新玉小学校学校運営協議会委員となります9名の報酬を上程しましたところ、可決されました。したがって、本条例の一部を改正し、委員の身分及び報酬等を条例に定めるものでございます。委員の報酬につきましては、年額1万円と定めております。

なお、新玉小学校の委員の任期につきましては、10月から3月までの半年間でありまして、年額の2分の1にあたります5,000円を今年度はお支払する予定でございます。本条例の一部改正は、平成27年9月28日を公布日としております。以上で、説明を終わらせていただきます。

（質 疑）

和田委員長…会議は、複数回あるわけですね。

教育指導課長…はい。

和田委員長…報酬が低いなど感じてしまうのですが、他のいろいろなところとの関連もあるでしょうし、こういうことなのですね。

教育指導課長…はい。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第2 報告第14号 事務の臨時代理の報告(小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則)について (教育指導課)

提案理由…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、報告第14号「事務の臨時代理の報告(小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則)について」をご説明申し上げます。この規則は、学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものでございます。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、報告第14号「事務の臨時代理の報告(小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則)について」をご説明申し上げます。資料をご覧ください。この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に規定します学校運営協議会を設置するにあたりまして、必要な事項を定めるものでございます。先ほど説明をさせていただきましたとおり、新玉小学校の学校運営協議会の設置の準備が整いましたことから、10月1日の設置に向けまして、本規則を施行いたしました。規則の主な内容といたしましては、第3条、学校の指定につきましては、指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に申請しなければならないとされておりまして、申請を受けた教育委員会は、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組むことができると認めるときは、指定をすることができるとしております。また、第4条、所掌事務等につきましては、協議会が行う事務としまして、校長が作成する学校運営に関する基本方針の承認を行うことが掲げられております。さらに、第5条、委員につきましては、教育委員会が委員の任命を行うことが定められております。本規則は、平成27年9月28日を公布日としております。以上で、説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…学校運営協議会設置校というのは、他市では、どのような状況になっているのでしょうか。設置はされているのでしょうか。

教育指導課長…神奈川県内では、横浜市、川崎市、開成町等がこれまで設置されてきた状況であります。ここにきまして、小田原も設置させていただきますが、昨年度から厚木市が設置しております。また、秦野市が次年度から実施するための準備をしている状況でございます。全国的には、だいぶたくさん設置されてきたところですが、神奈川県は少なかった状況です。しかし、神奈川県もここにきて設置が進んできている状況でございます。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 日程第3 議案第30号 学校運営協議会設置校の指定について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第30号「学校運営協議会設置校の指定について」をご説明申し上げます。これは、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項により、学校運営協議会設置校を指定するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第30号「学校運営協議会設置校の指定について」をご説明申し上げます。資料をめぐっていただきますと、裏面になりますが、学校からの申請書の写しがありますので、ご覧ください。このたび、新玉小学校から小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けることについて、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、申請がございました。申請内容につきましては、学校運営協議会設置のねらいといたしまして、「保護者や地域住民の力を学校運営に生かす『地域とともにある学校づくり』の推進等により、子どもや地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを作る」となっております。また、保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組みに向けては、『学校評議員』や『学校支援地域本部事業』などの取組をベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展しながら組織的・継続的な体制を構築していく。さらに、学校運営の基本方針を承認することにより、共通した目標を持った学校支援活動を協働で展開していく。」となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…今回、新玉小学校からの申請があったわけですが、他の小学校でも、次いで自校もあとに続きたい、という希望等は把握されてますでしょうか。

教育指導課長…今年度すぐという話には至らないところはございますが、今後に向けてというところで、校長先生方からそのようなご意向をお伺いしております。また、学校へお邪魔した際に、こちらからも話をさせていただいているということで、進めてございます。

吉田委員…申請の時期は、大体いつ頃ですか。例えば、毎年9月頃に受ける等予定とかありますでしょうか。

教育指導課長…毎年のことですので、準備ができたところからと認識しておりますが、当然予算がかかることでもございますので、その辺は、学校と調整しながら進めていきたいと考えております。

吉田委員…毎年度、何校ずつ等、中長期の計画等がおありでしたら教えてください。

教育指導課長…市としましては、オリンピックが行われる年である平成32年を目安に、全小学校がこの制度に応じまして、地域一体となって学校を作っていこうという方向で進みたいというような目標を立てまして、それぞれ取り組んでいきたいと考えております。

吉田委員…新玉小学校が最初のモデル校として、どのように運営するのかと周りに示していくのですね。

教育指導課長…はい。

吉田委員…新玉小学校の様子を発信しながら進めていくということでもよろしいのでしょうか。

教育指導課長…はい、そのとおりでございます。

吉田委員…よろしく願いいたします。

和田委員長…今、吉田委員から話がありましたように、モデルケースということですから、できれば、情報提供していただければ、委員の時間のある方が現場に行き、参加させていただく、見せていただくということは可能ですか。

教育指導課長…はい。よろしく願いいたします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第4 議案第31号 新玉小学校学校運営協議会委員の任命について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第31号「新玉小学校学校運営協議会委員の任命について」をご説明申し上げます。これは、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第1項により、学校運営協議会委員を任命するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第31号「新玉小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。次の資料でございます名簿をご覧いただければと思います。先ほど、新玉小学校を小田原市学校運営協議会設置校として指定をいただきました。つきましては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第1項によりまして、小田原市教育委員会が委員の任命を行うものとなります。新玉小学校から委員として12名の推薦がございました。委員の内訳としましては、保護者、地域住民の方として9名、学校職員として3名となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第1項第1号から第4号まででありまして、それに沿って委員を選出したということだと思いますが、その中でも、例えば保護者を選ぶときの基準や地域住民を選ぶときの基準は、所属によっていると考えてよろしいですか。

指導・相談担当課長…こちらにつきましては、規則の括りに応じまして、基本的に学校からの推薦を受けた方を任命させていただいている形となっております。これまでも学校評議委員会を実施しておりましたので、その会議の会員の方を運営協議会にお願いするというのが、基本的な線となっております。以上でございます。

吉田委員…例えば保護者につきましては、PTA会長や副会長、子ども会会長等が交代されたとき、任期とちょうどあいまった形で、人が替わっていくような形で、PTA会長等になられた方がこの学校運営協議会のメンバーになっていくというような流れになるイメージでしょうか。

指導・相談担当課長…そのような場合もあるかと思いますが、必ずPTA会長をやらなくてはいけないという、充て職ではありません。学校の判断によるかと思います。

吉田委員…また変わる可能性があるということですね。

指導・相談担当課長…はい。

和田委員長…委員の構成を見た場合に、年齢というバランスがとても重要な要素だと思います。例えば、小学生を持たれているPTAの役員の方々の年齢は、だいたい見

当がつきます。地域住民等については、年齢構成のバランスを考慮されているかが、気になるところであります。いかがでしょうか。

教育指導課指導主事…保護者の方は、今、委員長がおっしゃられたとおり、小学生のお子さんを持つ保護者世代になります。地域住民におかれましては、自治会長様が5名の中では一番年齢が高く、そのあとが元PTA会長様、続いて薬剤師様という年齢順になっております。保護者世代よりもう一世代上の方々が地域住民の委員になっているという報告を受けております。以上でございます。

和田委員長…全体としての年齢のバランスとしては、よろしいのではないかといいことですよ。やはり、その辺が考慮されているかどうかということが、大変重要な問題だと思います。我々がここで、年齢構成を議論しているということをはっきりとした方がよいのではないかと思います。

吉田委員…学校長の方から名簿を出してきたということですが、学校が地域に根差したものであるというところで、学校運営協議会が出来ていると思います。最初は、12名でスタートすることになると思いますが、この後、例えば、委員を公募するということをしていくと、もっと開かれたイメージというか、たくさん声を聞きながらやっていけるのではないかと思います。PTA会長、副会長は確かに保護者ですし、地域住民の方たちは、それぞれの長等になっていらっしゃる方々ですが、そのような方たちとは違う意見がある住民の方たちもいらっしゃるのではないかと思います。次のときに、できれば公募にしたかどうかと思いますが、そういうことはできないのですか。

指導・相談担当課長…公募については、できないということはありません。国の方では、公募も含めて検討していくようにということがあります。会議の内容がどの程度の難しさなのか、一般の方に開いて良いものか等、これからどういったことを話し合っていくのかということも含めて、少しずつ詰めていきますので、公募につきましても、全体に含めた中で、考えていったら良いと考えております。

吉田委員…そうですね。最初の一年間は、安定感のあるメンバーが選ばれていると思いますので、こちらでやっていただき、また徐々に新しい風も入れていただければと思います。

萩原委員…学校評議委員会から学校運営協議会に変わっていくということで、内容的にもっと学校のためになる良いことをされていくのだろうと思いますので、しっかり見守って、結果というか、効果があったようなところをきちんとフィードバックしてほしいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第5 議案第32号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

和田委員長…教育委員会委員長につきましては、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。なお、同法については、平成27年4月1日に改正法が施行されておりますが、附則第2条第1項及び第2項により、従前の例によるものとされておりますので、これまでと同様、選挙を行いたいと思います。

私は、平成26年10月1日から委員長に選任されておりますので、9月30日をもって、その任期が終了することになります。このため、平成27年10月1日からの任期が始まる、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能です。この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり10月1日から発生することになります。したがって、本定例会におきまして、平成27年10月1日からの任期が始まる、教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によっても差し支えないと解されております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…ご異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、萩原委員から指名していただくことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…ご異議ないようですので、萩原委員から指名していただくことに決定いたしました。それでは、指名をお願いいたします。

萩原委員…これまでの経験等を踏まえまして、教育委員会委員長には、和田委員を指名いたします。

和田委員長…それでは、お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…ご異議もないようですので、ただいま指名されました、私が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(9) 日程第6 議案第33号 教育委員会委員長職務代理者の指定について(教育総務課)
和田委員長…教育委員会委員長の選挙のところで申しましたとおりですので、これまでと同様、委員長職務代理者の指定を行いたいと思います。委員長職務代理者の指定につきましては、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、ご意見等いかがでしょうか。

吉田委員…教育委員会委員長職務代理者に萩原委員を推薦いたします。

和田委員長…ただいま、吉田委員から萩原委員を推薦する発言がございましたが、他にご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

和田委員長…ご意見ないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、萩原委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…ご異議ないようですので、萩原委員が教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。

(10) 委員長閉会宣言

平成27年10月29日

委員長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）